

江戸川区教育大綱

平成 28 年 3 月

江 戸 川 区
江戸川区教育委員会

1 「江戸川区教育大綱」策定までの流れ

(1) 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)の改正に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)を定めることとされた(法第1条の3第1項)。

大綱は、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整し、地方公共団体の長が策定するものとされている。そこで区は、区長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置・開催し、大綱をとりまとめた。

(2) 江戸川区総合教育会議

開催経過

	開催日	内容
第1回	平成27年10月30日	大綱策定に向けた意見交換
第2回	12月10日	
第3回	平成28年1月18日	
第4回	2月15日	大綱(素案)の確認
第5回	3月14日	大綱の決定

いずれも、区役所4階第一委員会室にて開催。

会議の構成

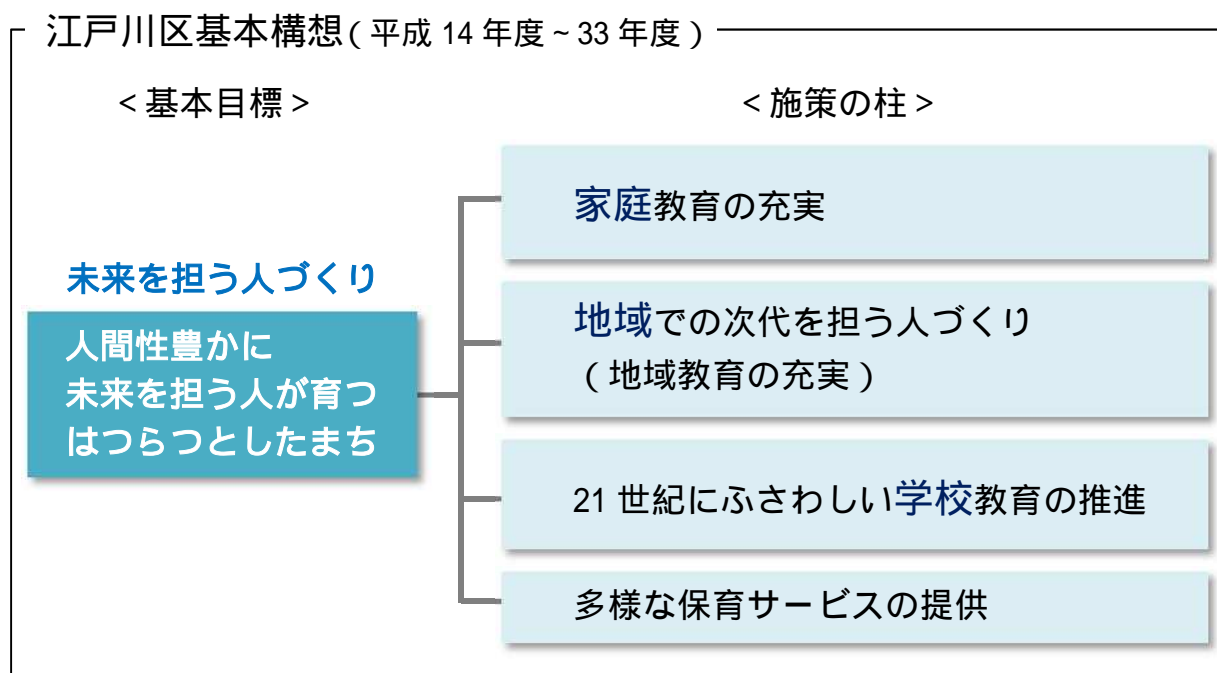
江戸川区長	多田 正見
江戸川区教育委員会	
教育長	白井 正三郎
教育長職務代理者	石井 正治
教育委員	上野 操
教育委員	松原 秀成
教育委員	尾上 郁子

2 「江戸川区教育大綱」 - 位置付け -

(1) 大綱の位置付け

江戸川区では、2020年頃の区の目指すべき将来都市像を実現するため、「人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち」をはじめ、6つの基本目標を「江戸川区基本構想」に掲げ、様々な施策を行ってきた。特に、教育に関わる施策として「家庭教育の充実」「地域での次代を担う人づくり」「21世紀にふさわしい学校教育の推進」等を通して、子どもたちの健全な育成を進めている。

大綱では、この江戸川区基本構想（下記参照）を踏まえつつ、時代の変化に伴う様々な課題を乗り越え、将来にわたり活躍する子どもたちを育成するため、今後取り組むべき教育の基本的な方針を示す。



(2) 基本構想を踏まえた「江戸川区教育大綱」における基本目標

「家庭・地域・学校」の協働による総合的人間教育

【基本目標】

「家庭・地域・学校」の協働による総合的人間教育

子どもを取り巻く状況として、少子化の進行や家族形態の変化及び、価値観やライフスタイルの多様化等が指摘されて久しい。併せて、これらを背景に、地域社会とのつながりや支え合いが希薄化し、「子どもを地域で育てる」という考え方が失われつつあることも指摘されている。

一方で、昨今は「子どもの貧困」が社会問題として取り上げられ、本区においても、社会経済状況や保護者の状況により、苦しい環境に置かれた子どもの存在があることは事実である。そこで区は、学校・地域の協力を得ながら「子どもの成長支援」に向けた取り組みを拡充するなど、積極的対応に着手するところである。

いつの時代においても、子どもは家庭・地域・社会全体にとっての宝であり、希望である。子どもが夢と希望を抱き、自身の個性や能力を伸ばすことのできる社会を実現していくためには、家庭・地域・学校が連携し、教育の場としてそれぞれ十分な機能を果たすことが重要となる。

本区には、区民と一丸になって様々な課題を克服し、発展を遂げてきた歴史がある。現代においても、そうした中で培われた「地域の力」は、あらゆる分野の取り組みに表れ、本区の良き教育環境を支える大きな力ともなっている。子どもの健やかな成長を支え、時代の変化に対応し得る「生きる力」を育むためにも、地域の協力を得ながら家庭教育・学校教育の充実を図っていく。

また、4年後には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、区内ではカヌー・スラローム競技が実施される。子どもたちにとっては、世界最高のスポーツ・文化の祭典を肌で感じ、成長の糧を得る貴重な機会となる。本区ではこの機会を捉え、多くの子どもたちが世界への夢を抱き、自身の可能性にチャレンジする人材に成長できるよう、教育面での取り組みを強化していく。

基本方針 家庭教育の充実

(主な意見)

「家庭」は子どもの基本的な生活の場であり、人格形成の場でもある

子どもが社会の基本的なルールや、生活習慣を身に付けるしつけの義務と責任は、基本的に親にある。また、親は子どもにとって最大の理解者である

親が人生最初の教師であり、「家庭教育」が子どもの教育の出発点であるものの、近年では家庭の教育力低下が指摘されている。特に、核家族やひとり親家庭の増加といった家族形態の変化などを背景に、子育てに不安を抱える保護者が増えている。各家庭が孤立することのないよう、時代の変化を的確に捉えながら、支援を強化していかなくてはならない

「生きる力」を身に付け、更には自己肯定感を高められるよう家庭教育を受けるとは、学齢期か否かを問わず重要である

近年、子どもたちが被害者や加害者となる痛ましい事件が発生しており、地域で家庭を見守り、支えることの重要性が指摘されている

様々な事情により、「貧困」と呼ばれる状況に置かれている家庭も存在する。子どもの健やかな成長を支えるためにも、取り組みを強化する必要がある

【今後の方向性】

子どもたちの健やかな成長、即ち「子どもの育ち」を第一に、親が親としての自覚と自信をもって子育てできるよう支援していく

親の学びや育ちを支援するとともに、家庭と地域・学校との結びつきを強くしていくことで、育児の孤立化・子育て不安の解消を図り、家庭教育の更なる充実を図っていく

全ての子どもが輝き、希望あふれる未来像を描けるよう、生活支援や学習支援、保護者への支援などあらゆる取り組みを推進していく

基本方針 地域での教育活動の実践

(主な意見)

本区では、長年にわたって培われてきた良き住民性のもと、町会・自治会を基礎としながら、趣味や生きがい、文化・スポーツなど様々な分野でコミュニティが形成され、それらが集まり区全体のコミュニティを形成している

小学校での「すくすくスクール」や、中学生の職場体験「チャレンジ・ザ・ドリーム」、小・中学校での「学校応援団」といった、地域の力に支えられた新しいタイプの教育活動も成熟しつつある

地域ぐるみの活動の積み重ねにより、子ども・保護者・地域住民・教職員の心の中にコミュニティへの帰属意識が芽生え、「地域を愛する心」も育まれていく

少子化の進行は、学校統廃合など様々な課題を生じさせるが、その後の学校施設を地域の財産として、教育のために有効活用するという道もある

高齢化の進行は、元気な熟年者が増えることも意味する。地域の中で子どもたちと深く関わっていただき、「人としての生き方」や「様々な経験にもとづく生きる術」を次世代に伝える貴重な存在になる

【今後の方向性】

“子どもは地域全体で育てる”という土壌を更に浸透させていくため、地域への働きかけを行いながら、様々な地域活動を支援していく

未来を担う子どもたちが「地域を愛する心」を育めるよう、地域との連携による本区ならではの教育活動を更に推し進め、「地域に開かれた教育」を実践していく

地域への愛着から、成長した子どもたちが次なる世代の健全育成に関わることができるよう、様々な教育活動に参加しやすい仕組みづくりを進めていく

基本方針 学校教育の充実

(主な意見)

学校は、家庭や地域と共に歩む「魅力ある学校づくり」を通して、未来を担う子どもたちの「生きる力」の源である「知・徳・体」の力を身に付ける場である。また、国際社会や地域社会で活躍し貢献できる人間教育を「実践」する場でもある

子どもたちの豊かな心を育むためには、学校教育の中で、相手の立場に立って物事を考える「思いやりの情」を伝えていくことが重要となる

『“良い学校”とは、家庭・地域・教職員が良くしたいと思う“学校”』である。また、学校は誰にとっても安心できる場所であり、「楽しい学校」として存在し続けることが重要である

いじめの問題や不登校、家庭・地域との連携強化など、学校が担う役割は複雑かつ多岐にわたり、教職員の負担が増している

「教育」は、学校内部で完結するものではなく、家庭や地域と信頼・協力関係を構築しながら、教育活動を展開することが重要となる。家庭や地域のサポートが充実することで、教職員の孤立を防ぐことができ、プロとしての教育力を発揮できる環境をつくっていくことにもつながっていく

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催をきっかけに、スポーツの振興や体力向上はもちろんのこと、国際理解と尊重の精神といった「心の教育」など、学校教育でも様々な事業を展開していく必要がある

【今後の方向性】

『教育とは「実践」である』との考えのもと、「全ての子どもたちの健やかな成長」を支えるため、実践活動を積み重ねていく

学校教育における「心の教育」を重視し、困っている方に率先垂範して手を差し伸べることのできる、「魅力ある人材」づくりを進めていく

家庭や地域との信頼・協力関係のもと、「生きる力」を身に付け、時代の変化に柔軟に対応できる力を育む教育の推進を図っていく

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」が、子どもたちに夢と希望を抱かせ、ボランティア精神、更には豊かな国際感覚を備えた人材育成を進めるきっかけとなるよう、学校教育でも重点を置いて取り組んでいく